

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月13日

【四半期会計期間】 第30期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社センチュリー21・ジャパン

【英訳名】 CENTURY 21 REAL ESTATE OF JAPAN LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三津川 一成

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号

【電話番号】 03-3497-0021

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務経理部長 藤井 誠之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号

【電話番号】 03-3497-0021

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務経理部長 藤井 誠之

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第29期 第1四半期 累計期間	第30期 第1四半期 累計期間	第29期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
営業収益 (千円)	760,382	810,388	3,213,512
経常利益 (千円)	211,958	238,804	951,750
四半期(当期)純利益 (千円)	119,748	142,084	523,633
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	517,750	517,750	517,750
発行済株式総数 (株)	22,650	22,650	22,650
純資産額 (千円)	3,002,844	3,209,433	3,229,693
総資産額 (千円)	3,708,473	3,915,833	4,094,701
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	5,660.51	6,716.36	24,752.22
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	15,000.00
自己資本比率 (%)	81.0	82.0	78.9

- (注) 1 営業収益には消費税等は含まれておりません。
2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないので記載しておりません。
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日（平成24年8月13日）現在において当社が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要等への期待が高まる一方で消費税引き上げや夏の電力問題等への懸念が併存し、不透明感を払拭できない状況が続きました。海外では米国において住宅価格が5年ぶりに上昇に転じ、中古住宅の在庫率も減少するなど景気回復の兆しが見られるものの、財政不安がスペインに飛び火するなどの欧州不安の再燃、中国景気の減速など依然予断を許さない状況が続いております。また6月の日銀短観によれば、3月から6月にかけての国内企業の景況感を示す業況判断指数はマイナス4ポイントとなり、マインドの低下が懸念されます。

他方、当社の事業領域である不動産業界におきましては過去最低水準の住宅ローン金利、住宅ローン減税等の継続のほか、新設住宅着工戸数が2月から5月にかけて4ヶ月連続前年度を上回り、6月に国土交通省から発表された今年度の建設投資見通しも前年度比7.9%増と好材料も出てきております。

このような状況のもとで、当社はサービスフィー収入が前年同四半期比プラス6.8%で39百万円の増加で627百万円、ITサービスは同プラス11.7%で13百万円の増加で132百万円、加盟金収入が同マイナス15.0%で5百万円の減少で33百万円、その他が同プラス14.4%で2百万円の増加で16百万円となり、全体としては同プラス6.6%で50百万円の増加で810百万円となりました。販売費及び一般管理費は主に人件費が増加し、前年同四半期比プラス1.9%で5百万円の増加で319百万円となりました。その結果、営業利益は同プラス12.4%で24百万円の増加で226百万円、経常利益は同プラス12.7%で26百万円の増加で238百万円、四半期純利益は同プラス18.7%で22百万円の増加で142百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は3,119百万円で、前事業年度末に比べ197百万円減少しております。現金及び預金と営業未収入金の減少が主な要因であります。

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は795百万円で、前事業年度末に比べ19百万円増加しております。ソフトウェアの増加が主な要因であります。

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は484百万円で、前事業年度末に比べ135百万円減少しております。未払法人税等の減少が主な要因であります。

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は222百万円で、前事業年度末に比べ22百万円減少しております。長期未払金の減少が主な要因であります。

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は3,209百万円で、前事業年度末に比べ20百万円減少しております。利益剰余金の減少が主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 今後の方針

当社の事業は「センチュリー21ネットワーク規模の拡大（加盟店募集業務）」と「加盟店業績向上のための業務支援サービス（教育・研修など）」に大別され、これらの事業を両輪として業務拡大に努めて行く所存であります。具体的には、加盟店ネットワークを1,000店舗体制、加盟店営業員一人当たり売上50%増を目指しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
計	50,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,650	22,650	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用しておりません。
計	22,650	22,650		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年6月30日	-	22,650	-	517,750	-	168,570

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,495		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,155	21,155	
単元未満株式			
発行済株式総数	22,650		
総株主の議決権		21,155	

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社センチュリー21・ ジャパン(自己保有株式)	東京都港区北青山2-12-16	1,495		1,495	6.60
計		1,495		1,495	6.60

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間の役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当第 1 四半期会計期間 (平成24年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	439,551	344,396
営業未収入金	498,043	378,964
有価証券	2,400,000	2,400,000
その他	98,476	82,763
貸倒引当金	118,282	86,213
流動資産合計	3,317,788	3,119,912
固定資産		
有形固定資産	62,497	59,447
無形固定資産	81,418	95,410
投資その他の資産		
投資有価証券	424,287	418,347
その他	337,607	383,463
貸倒引当金	128,898	160,747
投資その他の資産合計	632,996	641,063
固定資産合計	776,912	795,921
資産合計	4,094,701	3,915,833
負債の部		
流動負債		
営業未払金	187,650	151,345
未払法人税等	235,633	109,554
賞与引当金	50,000	36,000
その他	146,742	187,385
流動負債合計	620,025	484,286
固定負債		
リース債務	17,497	14,184
長期未払金	55,685	37,396
退職給付引当金	68,586	70,390
リフォーム保障引当金	101,392	98,288
資産除去債務	1,820	1,855
固定負債合計	244,981	222,114
負債合計	865,007	706,400

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	517,750	517,750
資本剰余金	168,570	168,570
利益剰余金	3,073,124	3,056,546
自己株式	518,765	518,765
株主資本合計	3,240,679	3,224,101
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,985	14,668
評価・換算差額等合計	10,985	14,668
純資産合計	3,229,693	3,209,433
負債純資産合計	4,094,701	3,915,833

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業収益	760,382	810,388
営業原価	244,943	264,033
営業総利益	515,438	546,355
販売費及び一般管理費	313,471	319,431
営業利益	201,967	226,923
営業外収益		
受取利息	1,419	1,172
研修教材販売収入	5,478	6,743
受取事務手数料	2,605	2,609
為替差益	343	713
その他	665	954
営業外収益合計	10,512	12,192
営業外費用		
支払利息	517	311
その他	4	0
営業外費用合計	521	311
経常利益	211,958	238,804
税引前四半期純利益	211,958	238,804
法人税等	92,210	96,720
四半期純利益	119,748	142,084

【会計方針の変更等】

当第1四半期累計期間
(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による当第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期累計期間
(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(税金費用の計算)

税金費用に関しては、当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	12,470千円	14,037千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月22日 定時株主総会	普通株式	158,662	7,500	平成23年3月31日	平成23年6月23日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月20日 定時株主総会	普通株式	158,662	7,500	平成24年3月31日	平成24年6月21日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産フランチャイズ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	5,660.51	6,716.36
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	119,748	142,084
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	119,748	142,084
普通株式の期中平均株式数(株)	21,155	21,155

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月13日

株式会社センチュリー21・ジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社センチュリー21・ジャパンの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第30期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社センチュリー21・ジャパンの平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。